

秋田県外来医療計画（案）の概要

策定の趣旨

平成30年7月の医療法の一部改正により、医療計画中に定める事項として「外来医療提供体制の確保に関する事項」（以下「外来医療計画」という。）が追加となったため、新たに計画として策定する。

計画の基本理念

診療所の開設が都市部に集中している状況を踏まえ、地域内における外来医療機能に関する情報を可視化し、新規開業者に対し情報提供をする。
また、診療所で外来診療をする医師が多数いる地域（以下「外来医師多数区域」という。）では、新規開業者に対し、地域で不足している外来医療機能を担うよう求めるなどの取組によって、新規開業者の行動変容を促し、地域の偏在是正につなげる。

計画の位置づけと計画期間

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画の一部
- 令和2～5年度（4年間）
※以降、3年ごとに見直し

主な記載事項

◎ 本県の二次医療圏は、全て「外来医師多数区域」に該当しないことから、地域で不足している外来医療機能の課題と対策、医療機器の効率的な活用に係る事項を記載

外来医師偏在指標

○ 二次医療圏毎の診療所医師数を可視化

全国335医療圏のうち、上位33.3%（112位以内）が「外来医師多数区域」。本県は該当なし

順位	圏域名	外来医師 偏在指標 (再計算値)	標準化 診療所 従事医師数 (人)	2018年 1月1日時点 人口 (10万人)	外来標準化 受療率比	診療所外来 患者数割合	外来患者流出 入調整係数
	00全国	106.3	102,457	1,277.1	1.000	75.5%	1.000
327	0501大館・鹿角	63.8	52	1.1	1.162	62.2%	1.018
308	0502北秋田	73.4	19	0.4	1.234	69.6%	0.858
277	0503能代・山本	81.0	56	0.8	1.192	71.5%	0.993
179	0504秋田周辺	95.2	322	4.0	1.068	75.5%	1.054
271	0505由利本荘・にかほ	82.5	55	1.0	1.121	61.7%	0.929
269	0506大仙・仙北	82.6	85	1.3	1.152	75.2%	0.912
321	0507横手	67.3	64	0.9	1.143	80.6%	1.126
248	0508湯沢・雄勝	86.0	33	0.6	1.159	64.2%	0.802

(参考) 秋田市と男鹿南秋地域（男鹿市・潟上市・南秋田郡）の外来医師偏在指標の試算

※1	※2	※2	※3				
161	0504 秋田周辺（秋田市）	99.9	282	3.1	1.068	75.5%	1.122
318	0504 秋田周辺（男鹿南秋地域）	71.2	39	0.9	1.068	75.5%	0.804

※1 順位は、全都道府県が本県と同じく、都道府県調整をせず、県内調整は国からの患者流出入データを基にした調整を行うと仮定した場合

※2 外来標準化受療率比・診療所の外来患者対応割合等の係数は、秋田周辺圏域の値を使用

※3 秋田市と男鹿南秋地域の外来患者流出入指数は、2017（平成29）年度のレセプト数に基づくデータブック（国保+後期高齢者のみ）から算出した流出入割合である秋田市1.049・男鹿南秋0.751に対して、人口規模の重み付けをした値を使用

不足している外来医療機能の課題と対策

○現状

- ・ 診療所の役割は、外来診療だけではなく、産業医や学校医、介護施設の嘱託医、予防接種等の公衆衛生分野など多岐にわたる
- ・ 一部の病院では、定期的に診療所へ医師を派遣するなど、地域の外来医療機能の維持に協力
- ・ 一部の市町村では、診療所の新規開業などに対し補助を実施しているほか、公共交通機関等による患者の通院を支援 など

○課題

- ・ 医師・看護師等の医療従事者の不足
- ・ 医師の高齢化の進行、旧町村部の診療所の廃止や後継者がいない診療所の増
- ・ 新規に開業しようとする医師の減少
- ・ 診療所の廃止等に伴い、病院の外来患者が増えることによる医師の負担増
- ・ 公共交通機関をはじめとした通院手段の維持・確保 など

○外来医療提供体制の確保のための対策

- ・ **医業承継**
県医師会などの関係団体とも連携しながら、病院を退職する医師への働きかけを行うなどの診療所の承継に繋がるような支援
- ・ **医療機関へのかかり方**
かかりつけ医への受診勧奨のほか、分かりやすい医療情報の提供
- ・ **秋田市以外での新規開業や承継を促すための支援**
不足している診療科や地域医療構想との関連も踏まえた上で、必要な施設整備等に対し、医療介護総合確保基金の活用を検討
- ・ **へき地医療の確保**
診療所の運営や施設整備等に対し、引き続き、国庫補助を活用した支援の実施
- ・ **患者の通院支援**
地域の実情を踏まえた通院手段の維持・確保に取り組む必要性 など

医療機器の効率的な活用

- 二次医療圏毎の医療機器の配置状況、保有状況等の情報や指標
 - ・ CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック及びガンナイフ）、マンモグラフィの5種類
- 共同利用の方針、共同利用計画の作成とチェックのプロセス
 - ・ 新規に医療機器（機器更新を含む）を購入する病院・診療所は、購入時に作成
 - ・ 記載内容は、相手方となる医療機関、対象機器、保守や整備等の実施方針、画像情報等の提供方針 など
 - ・ 作成した共同利用計画は、調整会議等で共同利用の推進方法を協議

推進体制と評価

- 計画の進捗状況は、各調整会議において、地域の外来医療機能や、共同利用の推進のための協議を行うほか、医療介護基金を活用した支援、その他外来医療に必要な協議を実施
- 必要に応じて、各調整会議での協議内容等を県医療審議会にも報告